

平成 25 年 5 月 27 日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

請願者



生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）に関する請願書

1. 要旨

6月定例会にて提案される予定の生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)(以下、条例案)について、第13条第3項として下記の条文を規定していただきたく、審査のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

(質問及び意見陳述)

第13条

(第1項及び第2項略)

3 市長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正又は決議等に対して、質問をし又は意見を述べるができる。ただし、当該質問又は意見が議会運営上適切でない認められるときは、議長または委員長は、当該質問又は意見につき、回答を要しない旨決定することができる。

2. 理由

現状、議会側が条例案を提案する際に、事前に行政側との調整が行われているとのことですが、市民が傍聴する場において、議会側と市長等が議論することが、市民に開かれた議会としてあるべき姿であると考えます。議会側が提案した条例であっても、市民に対して直接責任を負うのは市長であることに鑑みても、当該条例の制定過程において、市長が質問をしたり意見を述べたりする権利は認められるべきです。

また、4月27日に行われました条例案の説明会での説明によると、実態として市長からの反論が行われているとのことでした。であれば、議会運営の支障にならない範囲内で、市長等が質問や意見を述べる権利を今後も保障すべきではないでしょうか。条例制定後はこれらの権利を認めないということであれば、議会運営としては改革ではなくむしろ後退することになると思われます。これまでの運用を活かすべく、議会運営の支障にならない範囲内の市長等による質問及び意見陳述を認め、明文化すべきと考えます。

以上